

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び第 815 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2024年10月 1 日

株式会社ディスラプターズ

株式会社キャリアインデックス

2024年10月1日

新設分割に係る事後開示書面
(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び第 815 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 209 条に基づき開示事項)

東京都港区南青山二丁目5番17号
株式会社ディスラプターズ
代表取締役社長CEO 板倉 広高

東京都港区南青山二丁目5番17号
株式会社キャリアインデックス
代表取締役社長 幾島 尚彦

株式会社ディスラプターズ（以下「当社」といいます。）は、2024年5月22日付新設分割計画書に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、当社のマーケティング事業及びDX事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社キャリアインデックス（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び第 815 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 209 条に基づき、下記の事項を本書面により開示します。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 209 条第 1 号）

2024年10月1日

2. 当社における法定手続の経過

(1) 新設分割をやめることの請求手続（会社法施行規則第 209 条第 2 号）

会社法第 805 条の 2 の規定に従い、当社に対して本件分割をやめることの請求を行った株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

本件分割に際して、会社法第 806 条第 3 項及び第 4 項に基づき、2024年7月8日から定

款の定めに従い電子公告を行いました。所定の期間内に同条第 1 項の規定に従い株式買取請求権を行使した株主はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続 (会社法施行規則第 209 条第 3 号)

本件分割に際して、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施していません。

(4) 債権者保護手続 (会社法施行規則第 209 条第 3 号)

本件分割に際して、会社法第810条第 2 項及び第 3 項に基づき、2024年 8 月 1 日付の官報によって公告するとともに、同日付で電子公告も行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 新設会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 209 条第 4 号)

新設会社は、2024年10月 1 日をもって、当社より、新設分割計画に記載された事業に関する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を、同計画に従い承継いたしました。

4. その他新設分割に関する重要な事項 (会社法施行規則第 209 条第 5 号)

該当事項はありません。

以上